

Q 2 別居で1人暮らしをしている父を私の被扶養者に認定できますか？

A 2 被扶養者の認定には、対象者の収入が限度額以内であることの他、別居の場合は、組合員が対象者に生計費として、対象者の全収入額（対象者の収入額と組合員及びその他の人の送金による収入の合計）の3分の1以上を「送金」している必要があります。

(例)	<u>父の収入</u>		<u>組合員・その他の人の送金</u>	
	↓		↓	
	(100万円	+	80万円)	× 1/3 = 60万円
	組合員の送金が60万円以上であれば組合員の被扶養者に認定できます。			